

令和4年公認会計士試験 第1回短答式試験 企業法【講評】

企業法では20問が出題され、その内訳は、商法・会社法総則から2問、その他会社法から16問、金融商品取引法から2問でした。出題形式に大きな変更はありませんでした。

難易度は以下のとおりです。

Aランク（なるべく正答しなかった問題）…11問

Bランク（少なくとも二択には絞りたかった問題）…7問

Cランク（正答することが困難であった問題）…2問

Aランクを8割正答し45点（5点×9問）、Bランクを半分である4問正答し20点（5点×4問）を獲得した場合の65点前後が合格ボーダーになると思われます。

近年の短答式試験における企業法は難化傾向にあり、今回もその傾向に違わないものでした。特に金融商品取引法からの出題である問題19及び問題20は非常に難問であり、一般的な受験生では正答することが困難であったと言わざるを得ません。

また、これまで出題実績の乏しかった論点（相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め、委員会等の運営、合資会社の解散など）や改正後間もない論点（社債管理補助者）が出題されています。日ごろから手広く制度に触れていたかどうか重要です。

令和4年公認会計士試験

第1回短答式試験

企業法・解答解説

問題 1

正解 5 (難易度：B)

- ア. × 代理店は、会社の許可を受けなければ、① 自己または第三者のために会社の事業の部類に属する取引をすること、② 会社の事業と同種の事業を行う他の会社の取締役、執行役または業務を執行する社員となることができない(17条1項)。代理店は独立の商人であるため、自ら営業を行うことや他の会社の使用人になることは禁止されていない。
- イ. ○ 物品の販売またはその媒介の委託を受けた代理店は、買主から、売買の目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことのお知らせ(商法526条2項)その他の売買に関するお知らせを受ける権限を有する(18条)。代理店が会社から委託を受けた物品の販売またはその媒介をする場合、売買契約の締結に関する事務は代理店が取り扱うのが通例であることから、代理店が買主からの売買に関するお知らせを受ける権限を有するものとするので、買主の便宜を図っている。
- ウ. × 代理店の留置権については、代理店の業務の性質上、会社の所有となっていない物を第三者から得て会社のために占有することが少なくないことから、目的物は会社の所有に属するものであることを要しない。
- エ. ○ 会社および代理店は、契約の期間を定めなかったときは、2か月前までに予告し、その契約を解除することができる(19条1項)。また、契約の期間の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、会社および代理店は、いつでもその契約を解除することができる(同条2項)。

問題 2

正解 2 (難易度：B)

- ア. ○ 商人が、その営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意をもって寄託物を保管しなければならない(商法595条)。寄託を受けた商人に善管注意義務が課せられている趣旨は、商人の信用を維持し、取引の円滑を図るためである。
- イ. × 場屋営業者は、客が場屋の中に携帯した物品について責任を負わない旨を表示した場合であっても、損害賠償責任を免れることができない(商法596条3項)。すなわち、一方的な表示では、責任は軽減されないことが規定されているのである。
- ウ. ○ 倉荷証券とは、倉庫営業者が寄託物を保管していることを証明するものであり、倉荷証券と引換えに寄託物を返還することを約束した有価証券をいう。倉荷証券は、寄託中に倉庫に保管してある物品の譲渡や質入れをすることができるようにしたも

のである。倉荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、寄託物の返還を請求することができない（商法613条）。

エ. × 倉庫業者の責任には、**高価品の特則はない**。

問題 3 正解 3 （難易度：A）

ア. ○ 発起設立および募集設立に共通して、各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない（25条2項）。

イ. × 募集設立の場合においては、発起人は、払込みの取扱いをした銀行等（払込取扱機関）に対して、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる（64条1項）。募集設立における設立の登記の申請書には、払込金保管証明書を添付しなければならない（商業登記法47条2項5号）。したがって、募集設立において、発起人は、必ず、払込金保管証明書の交付を請求することになる。払込金保管証明書を交付した払込取扱機関は、当該証明書の記載が事実と異なること、または、払い込まれた金銭の返還に関する制限（預け入れ等の約束）があることをもって成立後の株式会社に対抗することができない（64条2項）。募集設立の場合は、設立時募集株式引受人が存在するので、財産の保管状況を明らかにすることにより、その保護を図る必要があるからである。これに対して、**発起設立の場合には、払込金保管証明制度は適用されず、設立登記申請の添付書類としては、残高証明書で足りる**。

ウ. × 発起設立の場合、設立時取締役の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する（40条1項）。これに対して、**募集設立の場合には、設立時取締役の選任は、創立総会の決議によって行わなければならない**（88条1項）。

エ. ○ 発起設立および募集設立に共通して、設立時取締役は、その選任後遅滞なく、発起人（募集設立の場合は、発起人および設立時募集株式引受人）による出資の履行が完了していることを調査しなければならない（46条1項3号、93条1項3号）。

問題 4 正解 5 （難易度：B）

ア. × 設立時募集株式の引受人は、株式会社の成立後または創立総会もしくは種類創立総会においてその議決権を行使した後は、**錯誤、詐欺または強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない**（102条6項）。これに対して、制限行為能力者の保護は、取引の安全に優先するのが原則であることから、**行為能力の制限を理由とする引受けの取消しは制限されていない**。

イ. ○ 擬似発起人は、発起人と同一の責任を負う（103条4項）。擬似発起人とは、募集設立において、発起人ではなくて、その募集の広告その他その募集に関する書面または電磁的記録に自己の氏名または名称および株式会社の設立を賛助する旨を記載または記録することを承諾した者をいう。擬似発起人は、本来、会社の設立に賛助する旨の記載または記録をなすことを承諾したにすぎないが、設立時募集株式引受人をはじめとする多数の利害関係者は、その記載を信頼し、そのような擬似発起人

がその会社の設立事務を行っていることを信頼して株式の申込等をなしている。そこで、外観を信頼した第三者を保護するために発起人と同一の責任を負わせたのである。

- ウ. × 募集設立の場合は、現物出資者である発起人および財産引受けにおける譲渡人である発起人以外の者であっても、裁判所選任の検査役の調査を受けている場合を除き、**無過失責任**とされている（103条1項，52条2項）。これは、十分な調査の機会が与えられることのない設立時募集株式引受人を保護するためである。
- エ. ○ 設立時募集株式引受人は、払込みを仮装した場合には、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払をする義務を負う（102条の2第1項）。当該責任は、**無過失責任**である。

問題 5 正解 1 （難易度：A）

- ア. ○ 株式会社が発行会社である場合には、株式（株券が発行されているものに限る）に係る株券の番号を株主名簿に記載し、または記録しなければならない（121条4号）。
- イ. ○ 株式会社は、株主名簿管理人を置く旨を定款で定め、当該事務を行うことを委託することができる（123条本文）。株主名簿管理人とは、株式会社に代わって株主名簿の作成および備置き、その他の株主名簿に関する事務を行う者をいう（同条かつこ書）。
- ウ. × 株式会社は、株主名簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあっては、その営業所）に備え置かなければならない（125条1項）。株主および債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、株主名簿の閲覧または謄写を請求することができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない（同条2項）。株式会社は、株主および債権者から閲覧または謄写の請求があったときは、法定の拒否事由（同条3項各号）がある場合を除き、これを拒むことができず（同条3項）、**定款によって当該請求をすることができない旨を定めることも認められない**。
- エ. × 譲渡制限株式の制限は、売買等の特定承継にのみ適用され、相続等の一般承継には適用されない。したがって、**株式取得者が相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得した者である場合は、株式会社の承認を得ることなく、株主名簿の名義書換を請求することができる**（134条4号）。

問題 6 正解 5 （難易度：A）

- ア. × 株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の譲渡制限株式を取得した者に対し、当該譲渡制限株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる（174条）。譲渡制限株式の制限は、売買等の特定承継にのみ適用され、相続等の一般承継には適用されない（134条4号）。しかし、会社にとって好ましくない者の参加を防止し、もって会社経営の安定を図るという趣旨は、一般承継の場合にも同様に妥当するため、相続人から合意が得られてなく

てもその株式を強制的に取得することができる制度を設けたのである。なお、当該定款の定めは、公開会社であるか否かを問わず置くことができる。

- イ. ○ 株式会社は、相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定めがある場合において、売渡しの請求をしようとするときは、その都度、株主総会の特別決議（309条2項3号）によって、請求する株式の数等を定めなければならない（175条1項）。また、自己株式の売主である売渡請求の対象となる株式を有する株主は、当該株主以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができない（175条2項）。決議の公正を確保する趣旨である。
- ウ. × 自己株式の有償取得は、実質的には株主への出資の払い戻しと同様の結果となり、株主が有限責任（104条）しか負わない株式会社においては、これを無制限に認めてしまうと資本維持の原則に反し、会社債権者を害するおそれがある。したがって、自己株式の有償取得については、剰余金の配当と同様に財源規制が設けられている。譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求による取得については、財源規制があることから、当該請求に基づく株式会社の株式の買取りは、分配可能額による制限を受ける（461条1項5号）。
- エ. ○ 相続人等に対する売渡しの請求は、株式会社が相続その他の一般承継があったことを知った日から1年以内にしなければならない（176条1項ただし書）。当該売渡請求は、相続人等の合意が得られなくても株式を強制的に取得できる制度であることから、売渡請求の相手方となる相続人等の利益を保護するために、期間制限が設けられているのである。

問題 7

正解 4 （難易度：B）

- ア. × 株式会社は、自己新株予約権を消却することができる。この場合においては、消却する自己新株予約権の内容および数を定めなければならない（276条1項）。取締役会設置会社においては、当該決定は、取締役会の決議によらなければならない（同条2項）。
- イ. ○ 新株予約権付社債に付された新株予約権は社債と一体として質権を設定しなければならない（267条2項本文）。また、当該新株予約権付社債についての社債も、新株予約権と一体として質権を設定しなければならない（同条3項本文）。ただし、新株予約権付社債についての社債が消滅した場合は、当該新株予約権付社債に付されていた新株予約権は自由に質権を設定することができ（同条2項ただし書）、また、新株予約権付社債に付されていた新株予約権が消滅した場合は、当該新株予約権付社債についての社債は自由に質権を設定することができる（同条3項ただし書）。
- ウ. ○ 募集新株予約権の申込者および総数引受契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者は、割当日に、募集新株予約権の新株予約権者になる（245条1項）。すなわち、募集新株予約権の効力発生日は、割当日である。新株予約権者は、募集新株予約権についての払込期日までに、それぞれの募集新株予約権の払込金額の全額の払込み（当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付または当該株式会社に対す

る債権をもってする相殺を含む)をしないときは、当該募集新株予約権を行使することができない(246条3項)。なお、行使することができなくなった新株予約権は消滅する(287条)。

- エ. × 判例によれば、取締役会が株主総会決議による委任を受けて新株予約権の行使条件を定めた場合に、**新株予約権の発行後に当該行使条件を変更することができる旨の明示の委任がないときは、当該新株予約権の発行後に行使条件を変更することは原則として許されず、これを変更する取締役会決議は、行使条件の細目的な変更をするにとどまるものであるときを除き、無効である**(最判平24年4月24日)。株主総会の委任の趣旨は、株主総会当時の諸事情の下における適切な行使条件を定めることを委任する趣旨のものであり、一旦定めた行使条件を新株予約権の発行後に適宜実質的に変更することまで委任する趣旨のものではないためである。また、取締役会による行使条件の変更は、新株予約権の内容の実質的な変更に至らない行使条件の細目的な変更にとどまるものでない限り、新たに新株予約権を発行したものと等しく、株主の利益保護のために、新株予約権の発行にはその都度株主総会の決議を必要とした法の趣旨に反するからである。

問題 8

正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ 基準日株主が行使することができる権利が株主総会または種類株主総会における議決権である場合には、株式会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部または一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる(124条4項本文)。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することができない(同条項ただし書)。これは、基準日後に株式会社が募集株式の発行等や組織再編行為を行った場合において、新株主に例外的に議決権行使を許すために設けられた規定である。
- イ. × 株式会社は、株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができる(310条5項)。これは、1人の株主が多数の代理人を株主総会に出席させることで、株主総会の運営が混乱させられるのを防止するためである。
- ウ. × 取締役会設置会社においては、議決権を不統一行使しようとする株主は、株主総会の日^の3日前までに、取締役会設置会社に対して、議決権の不統一行使をする旨およびその理由を通知しなければならない(313条2項)。これに対して、**取締役会非設置会社については、事前の通知は必要とされていない**。取締役会設置会社については、不統一行使を認めるか否かについて事前に判断する機会を与えるためである。
- エ. ○ 株式会社が、その総株主の議決権の4分の1以上を有することその他の事由を通じて、株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主は、株主総会において議決権を有しない(308条1項本文かつこ書、会社法施行規則67条)。

問題 9

正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ 判例によれば、取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効である（最決平29年2月21日）。会社法上、取締役会設置会社において、定款により株主総会の権限とすることができる範囲を制限する明文規定は、設けられていない。そして、会社法は取締役会が代表取締役の職務執行を監督する機関と位置づけていると解されるが、取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができることとしても、代表取締役の選定および解職に関する取締役会の権限（362条2項3号）が否定されるものではなく、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえないためである。
- イ. × 判例によれば、定款に別段の定めがない限り、株主総会の討議の過程を通じて、その最終段階において、議案に対する各株主の確定的な賛否の態度が自ずから明らかとなり、その議案に対する賛成の議決権数とその総会の決議に必要な議決権数に達したことが明白になった時に決議は成立し、議長が改めてその議案について株主に対し、挙手、起立、投票など採決の手続をとる必要はない（最判昭42年7月25日）。
- ウ. ○ 判例によれば、代理人資格を株主に限定する定款規定は有効である（最判昭43年11月1日）。議決権の代理行使を定める310条1項の趣旨は、代理人資格を制限すべき合理的理由がある場合に、定款規定によって相当程度の制限を加えることまで禁止するものではない。そして、代理人資格を株主に限定する定款規定は、株主以外の第三者による株主総会のかく乱を防止することで、会社の利益を保護するという趣旨に基づくものであるため、代理人資格を制限すべき合理的理由となる。また、代理人資格を株主に限定する程度であるならば、相当程度の制限といえる。
- エ. × 判例によれば、招集権者による株主総会の招集の手続を欠く場合であっても、株主全員がその開催に同意して出席した株主総会においてなされた決議は有効に成立するとされる（最判昭60年12月20日）。

問題10

正解 4 （難易度：A）

- ア. × 決議取消しの訴えの提起があった場合において、招集手続または決議方法が法令または定款に違反するときであっても、裁判所は、① その違反する事実が重大でなく、かつ、② 決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、決議取消しの請求を棄却することができる（831条2項）。これを、裁量棄却という。裁量棄却が認められるのは、招集手続または決議方法の法令定款違反は軽微な瑕疵であることが多いと考えられるし、その場合は決議をやり直しても同じ結果が予想されるためである。ここで、裁量棄却が認められる決議取消事由として、決議方法が著しく不正な場合は含まれていないため、本肢は誤りである。
- イ. ○ 判例によれば、株主総会の決議取消しの請求を認容する判決は遡及効とされる（大判大10年7月18日）。また、会社法は、839条において会社の組織に関する訴えのうち遡及効を否定する場合について規定しているが、その中には決議取消しの訴え

は含まれていないことから（839条、834条17号）、株主総会の決議取消しの請求を認容する判決は遡及効である（839条の反対解釈）。

- ウ. ○ 判例によれば、株主総会の決議の取消しの訴えを提起した後、提訴期間経過後に新たな取消事由を追加して主張することは許されない（最判昭51年12月24日）。決議の取消しについて主張期間が設けられている趣旨は、瑕疵が比較的軽微であり、瑕疵の有無や程度の判定も時の経過とともに困難となるため、可能な限り、早期に決議の効力を確定することにある。そうであるならば、主張期間経過後に新たな取消事由を追加して主張することは、当該趣旨に反することになるためである。
- エ. × 株主総会の決議取消しの訴えを提起することができるのは、株主等（828条2項1号かっこ書）であり（831条1項柱書前段）、会計参与、会計監査人、使用人、債権者は含まれない。

問題11

正解 4 （難易度：A）

- ア. × 会社の承認を得ないで競業取引が行われたとしても、当該取引は**相手方の善意・悪意を問わず有効**である。なぜなら、競業取引自体は取締役と第三者との取引であり、第三者は規制対象外なのでその保護を図る必要があるからである。また、そもそも競業取引の規制は、会社の利益保護を図ることにあるが、競業取引を無効にしたところで、当該取引によって生じた会社の損害が補填されることにはならないため、第三者の保護が優先されるのである。
- イ. ○ 取締役が会社の承認を得ずに競業取引をしたときは、当該取引によって取締役または第三者が得た利益の額は、株式会社に生じた損害の額と推定される（423条2項）。この規定の趣旨は、競業取引によって会社が被った損害の額の立証が困難な場合もあるため、その立証を容易にすることである。当該推定規定は、取締役が会社の承認を得ずに競業取引をした場合にのみ適用される。
- ウ. ○ 利益相反取引によって株式会社に損害が生じた場合は、会社の承認の有無にかかわらず、取締役は、その任務を怠ったものと推定される（423条3項）。利益相反取引は会社に損害を及ぼすおそれの大きい行為であることから、取締役に任務を怠らなかつたことの立証責任を転換することで会社の利益の保護を図っているのである。
- エ. × **自己のために**直接取引をした取締役の株式会社に対する損害賠償責任は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない（428条1項）。すなわち、自己のために直接取引をした取締役は、株式会社に対して無過失の損害賠償責任を負う。利益相反取引の中でも、自己のための直接取引は、利益相反性が著しく高いためである。

問題12

正解 1 （難易度：B）

- ア. ○ 指名委員会等設置会社においては、招集権者の定めがある場合であっても、指名委員会等がその委員の中から選定する者は、取締役会を招集することができる（417条1項）。これは、指名委員会等の職務の執行にあたって取締役会の決議を要する場

合に備えた規定である。

- イ. ○ 指名委員会等がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、当該指名委員会等の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない（417条3項）。これは、各委員会の活動に関して取締役会が情報を得ることにより、経営の基本方針（416条1項1号イ）を確認しつつ、委員である取締役の職務執行の監督を実行するためである。
- ウ. × 指名委員会等は、**当該指名委員会等の各委員が招集する**（410条）。招集権者を限定することができないのは、社外取締役である各委員会の委員の招集権を確保するためである。
- エ. × 執行役、取締役、会計参与または会計監査人が**委員の全員に対して**指名委員会等に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を指名委員会等へ報告することを要しない（414条）。

問題13 正解 3 （難易度：A）

- ア. ○ 監査役は、いつでも、株主総会の特別決議によって解任することができる（339条1項、343条4項、309条2項7号）。監査役の解任に特別決議を要求した趣旨は、決議要件を加重することによって、監査役の地位の強化を図ることにある。株主総会の決議により解任された監査役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる（339条2項）。
- イ. × 役員職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、① 当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき、または、② 当該役員を解任する旨の株主総会の決議が、323条の規定によりその効力を生じないとき（拒否権付種類株式を有する種類株主を構成員とする種類株主総会での承認が得られないとき）は、**一定の株主は**、当該株主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員を解任を請求することができる（854条1項柱書）。**当該訴えを提起する権利は、少数株主権**であり（同条項各号）、議決権基準だけでなく株式数基準も設けられている。役員解任の訴えは、非行がある役員について、多数派株主の支持により当該役員を解任決議が成立しない場合や、解任決議が成立したときであっても拒否権付種類株式を有する種類株主の種類株主総会において承認が得られないためにその効力が生じない場合の不都合を解消するものである。
- ウ. × 役員（監査等委員会設置会社では、監査等委員である取締役もしくはそれ以外の取締役または会計参与）が欠けた場合または会社法もしくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、**任期の満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一時役員職務を行うべき者を含む）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する**（346条1項）。この留任義務は、後任の役員が就任するまでの間、役員欠員により生じる業務執行上の不都合や混乱等を回避するための一時的な措置を認めたものである。留任義務が課せられる役員が任期の満了または辞任に

より退任した役員に限定されているのは、解任、欠格事由の発生、定款所定の資格喪失の場合に権利義務を継続させることは不相当であり、役員死亡や会社解散の場合には継続させることが不可能だからである。そのような場合に備えて、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員職務を行うべき者を選任することができる（346条2項）。

- エ. ○ 監査役は、株主総会において、監査役の選任もしくは解任または辞任について意見を述べることができる（345条1項4項）。監査役の地位の独立性を確保するためである。また、監査役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べるができる（同条2項4項）。そのため、取締役は、監査役を辞任した者が株主総会に出席することができるように、取締役は、当該辞任をした者に対し、当該株主総会を招集する旨および当該株主総会の日時および場所を通知しなければならない（同条3項4項）。

問題14 正解 3 （難易度：A）

- ア. ○ 会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類を作成することができる（444条1項）。連結計算書類の適正性を保つためには、会計監査人による会計監査を受ける必要があると考えられたためである。ここで、指名委員会等設置会社は、会計監査人の設置義務があることから（327条5項）、連結計算書類を作成することができる。
- イ. × 計算書類の場合（440条）と異なり、**連結計算書類について公告は求められていない**。
- ウ. × 会計監査人設置会社において、取締役は、連結計算書類を定時株主総会に提出または提供しなければならない（444条7項柱書前段）。この場合において、連結計算書類の内容および監査の結果を定時株主総会に**報告しなければならないが**（同条項柱書後段）、**承認は不要である**。
- エ. ○ 連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）および会計監査人の監査を受けなければならない（444条4項）。

問題15 正解 1 （難易度：A）

- ア. ○ 全部取得条項付種類株式の取得については、他の種類の株式を対価とする場合を除き、財源規制が設けられている（461条1項4号）。
- イ. ○ 株式会社が他の会社の事業の重要な一部を譲り受ける場合において、自己株式の取得は認められていないことから（155条各号参照）、本肢の取得は株主との合意に基づく自己株式の有償取得（同条3号）であると考えられる。株主との合意に基づく自己株式の有償取得については、他の種類の株式を対価とする場合を除き、財源規制が設けられている（461条1項3号）。
- ウ. × 組織再編行為等に係る反対株主の株式買取請求による自己株式の取得（469条、

785条等)には、**財源規制が課されていない**。反対株主の投下資本回収という利益を保護するためである。

- エ. × 株式会社が、吸収分割をする会社から自己株式を承継する場合には、**財源規制が課されていない**。吸収分割に伴う自己株式の取得は、債権者異議手続が設けられているためである。

問題16 正解 6 (難易度: B)

- ア. × 合資会社の無限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が有限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、**合同会社となる定款の変更をしたものとみなす**(639条2項)。639条2項の規定により合同会社となる定款の変更をしたものとみなされた場合において、社員がその出資に係る払込みまたは給付の全部または一部を履行していないときは、当該定款の変更をしたものとみなされた日から1か月以内に、当該払込みまたは給付を完了しなければならない。ただし、当該期間内に、合名会社または合資会社となる定款の変更をした場合は、この限りでない(640条2項)。
- イ. × 持分会社がその事業の全部を譲渡した場合であっても、その対価を受けて存続することになるため、**解散はしない**(641条各号参照)。
- ウ. ○ 持分会社は、総社員の同意によって、解散する(641条3号)。
- エ. ○ 持分会社は、破産手続開始の決定によって、解散する(641条6号)。

問題17 正解 2 (難易度: B)

- ア. ○ 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続に参加する権限を有する(714条の4第1項1号)。破産手続の参加は、他人の申立てによって開始された破産手続に破産債権者として債権の届出を行うことであり、当該届出は社債権者に何ら不利益はなく、裁量の余地も乏しいことから法定権限として、必ず認められている。
- イ. × 社債管理補助者は、**社債発行会社との間の委託契約に定める範囲内において、社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限があるが**(714条の4第2項4号)、当該権限は、**社債権者集会の決議によらなければ行使することができない**(同条3項2号)。
- ウ. ○ 社債管理者と同様に、社債管理補助者にも公平誠実義務(704条1項)および善管注意義務(同条2項)が課せられている(714条の7)。
- エ. × 2以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、**各自、その権限に属する行為をしなければならない**(714条の5第1項)。つまり、社債管理補助者は、各自の権限を行使すること、すなわち、職務の分掌が認められている。

問題18 正解 6 (難易度: A)

- ア. × 2以上の株式会社が共同して新設分割をする場合には、当該2以上の株式会社は、

共同して新設分割計画を作成しなければならない(762条2項)。

- イ. × 新設分割において、裁判所選任の検査役による調査は要求されていない。
- ウ. ○ 新設分割株式会社は、新設合併契約等備置開始日から設立会社の成立の日後6か月を経過する日までの間、新設分割計画の内容その他法務省令で定める事項を記載または記録した書面または電磁的記録をその本店に備え置かなければならない(803条1項)。事前開示によって提供される情報は、株主にとっては株主総会による新設合併契約等の承認決議に賛成するか否か、あるいは、株式買取請求権を行使するか否かを判断する資料となる。また、債権者にとっては、異議を述べるか否かを判断する資料となる。そして、新株予約権者にとっては、新株予約権買取請求権を行使するか否かを判断する資料となる。
- エ. ○ 新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新設分割をした株式会社は、当該新設分割の効力が生じた日後に当該新設分割設立会社が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う(843条1項4号)。新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決は将来効であるため(839条)、当該新設分割の無効が確定するまでに新設分割設立会社が負担した債務の処理方法を定めたものである。

問題19

正解 1 (難易度: C)

- ア. ○ 有価証券表示権利とは、金商法2条1項の有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないものをいう(金商法2条2項柱書前段)。貸付信託の受益権は、貸付信託の受益証券(同条1項12号)に表示されるべき権利であり、有価証券表示権利に該当する。
- イ. ○ オプションは、オプションを証券または証書(金商法2条1項19号)に表示されるべき権利であり、有価証券表示権利に該当する。
- ウ. × 抵当証券法に規定する抵当証券(金商法2条1項16号)は有価証券であり、当該証券に表示される権利は有価証券表示権利に該当するが、抵当権一般は有価証券表示権利には該当しない。
- エ. × 合同会社の社員権は、流通性が乏しいが、投資性が認められることから、有価証券とみなされる(金商法2条2項3号)。しかし、金商法2条1項の有価証券に表示されるべき権利ではないため、有価証券表示権利には該当しない。

問題20

正解 4 (難易度: C)

- ア. × 内部統制報告書には、事業年度ごとに、内部統制報告書を提出した株式会社の属する企業集団および当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制についての評価を記載しなければならない(金商法24条の4の4第1項)。
- イ. ○ 内部統制報告書の提出義務者(上場会社等)は、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価が記載された内部統制報告書を、事業年度ごとに、有価証

券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない(金商法24条の4の4第1項)。

- ウ. ○ 内部統制報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、内部統制報告書の提出時における役員は、当該有価証券を取得した者または処分した者に対して、記載が虚偽であり、または欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負う(金商法24条の4の6、金商法22条1項本文)。当該責任は、過失責任であるが、無過失の立証責任は役員等にある。すなわち、立証責任の転換された過失責任である(金商法24条の4の6、金商法22条2項、金商法21条2項1号)。ただし、当該有価証券の取得者等が取得等の際、有価証券届出書の記載が虚偽であり、または欠けていることを知っていた場合は、当該責任は免責される(金商法24条の4の6、金商法22条1項)。
- エ. × 上場会社等が提出する内部統制報告書は、公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならないが(金商法193条の2第2項柱書)、内部統制報告書は**財務計算に関する書類**ではなく、**財務計算に関する書類の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制についての評価が記載される書類**であることから、本肢は誤りである。